

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

2024年10月号

## ビジネスと人権：「人権×消費者」

- I. はじめに
- II. 消費者に関する「ビジネスと人権」の視点
- III. エンドユーザーとしての消費者の人権
- IV. エンドユーザー以外の消費者の人権
- V. 消費者が関係する人権への負の影響の防止・軽減
- VI. おわりに

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 足立 悠馬  
TEL. 03 6266 8997  
[yuma.adachi@mhm-global.com](mailto:yuma.adachi@mhm-global.com)  
弁護士 平田 亜佳音  
TEL. 03 6266 8759  
[akane.hirata@mhm-global.com](mailto:akane.hirata@mhm-global.com)  
弁護士 朝岡 駿太郎  
TEL. 03 5220 1901  
[shuntaro.asaoka@mhm-global.com](mailto:shuntaro.asaoka@mhm-global.com)

## I. はじめに

近時、国内外を問わず、「ビジネスと人権」に関する取組みが企業にますます求められてきており、2024年5月にはEUにおいて、人権・環境デュー・ディリジェンスの実施等を企業に法的に義務付けることになるCSDDD（企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令）が採択されました。日本においても、2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定され、2023年4月には政府調達において同ガイドラインに沿った取組みを行う努力義務を企業に課す方針が合意されるなど、企業に対する「ビジネスと人権」の取組みの要請が強まっています。

当事務所では、2022年に人権デュー・ディリジェンスの基礎等の連続ウェビナー（全6回）、2023年に『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）』を開催いたしました<sup>1</sup>、過日ご案内のとおり、本年は、『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー（全9回シリーズ）』を開催することとし、先日、その第7回として、「人権×消費者」と題するウェビナーを配信させていただきました<sup>2</sup>。

本ニュースレターでは、当該ウェビナーの概要をご紹介します。ご興味・ご関心をお持ちくださった方は、ぜひウェビナーもご覧ください。

## II. 消費者に関する「ビジネスと人権」の視点

企業にとって、消費者は、事業活動上密接なかかわりを有する重要なステークホルダーとなることが多く、事業活動上も消費者の人権に留意すべき場合が少なくありません。

<sup>1</sup> いずれもMHMマイページのアーカイブからご視聴いただけます。

2022年『<人権DD連続ウェビナー（全6回シリーズ）>』

2023年『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）』

<sup>2</sup> 『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー2024（全9回シリーズ）：第7回「人権×消費者」』

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

ん。具体的には、消費者が、自社の製品やサービスを利用するいわゆるエンドユーザーとなる場合や、自社の製品やサービスを宣伝するに際しての広告活動の名宛人となる場合において、これらの消費者の人権侵害が生じる危険性が想定されます。企業は、ビジネスと人権に関する指導原則上求められる人権尊重責任を果たすため、事業活動を行うに際して、これらの消費者の人権に対しても留意をしていくことが必要となります。

### Ⅲ. エンドユーザーとしての消費者の人権

企業の事業活動上想定されるエンドユーザーに対する人権課題として、主に消費者の生命・身体への負の影響、消費者のプライバシーへの負の影響が考えられます。

消費者の生命・身体への負の影響としては、製品の健康リスクについて十分な説明を行っていない場合や、製品に異物が混入している場合、さらには、企業が想定していない使用方法による製品の誤用・乱用の場合などが挙げられます。企業としては、その製品やサービスからエンドユーザーの生命・身体に対する負の影響が生じるおそれがないかを検討した上で、製品・サービスの特徴及びこれを踏まえて想定される負の影響を特定し、具体的に、このような負の影響を防止・軽減するための対応を検討する必要があります。

また、近年 AI 技術の発展やいわゆるビッグデータの利活用など、個人のデータがその個人の意思に反して利活用されることにより、消費者のプライバシーに負の影響を生じさせるおそれもあります。企業としては、個人のプライバシー保護に関する法令に留意することはもちろんですが、ビジネスと人権の観点から、個人情報保護法等の法令を遵守するだけでなく、法令以上の対応を求められ得ることに留意が必要です。

ウェビナー内では、上記2つの負の影響に焦点を当て、関係法令だけでなく近年日本政府より公表されているガイドラインや諸外国の状況等についてもご紹介しております。

### Ⅳ. エンドユーザー以外の消費者の人権

前記Ⅲ.に加えて、サプライチェーンの下流における消費者に関して生じ得る人権課題として、広告活動による人権への負の影響が挙げられます。

近時は、人権意識の高まりに伴い、広告においてもダイバーシティ&インクルージョンの視点を含めた人権の尊重が求められています。実際に、人種差別やジェンダーバイアス、子どもへの悪影響などが指摘され、企業の広告活動が批判を浴びる例も少なくありません。

消費者の人権に配慮した広告を作成するためには、社内でチェックリスト等を作成して事前に確認を行うことはもちろん、対外的に公表する前に複数の多様な視点から検討をすることが重要と考えられます。

ウェビナー内では広告活動の子どもへの影響に焦点を当てたガイドラインや海外に

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

おける広告に関する法規制等についてもご紹介しております。

### V. 消費者が関係する人権への負の影響の防止・軽減

日本政府ガイドライン上、企業はサプライチェーンの上流・下流における人権尊重に最大限努めることが求められており、ここにいう「下流」には消費者も含まれ得ると考えられます。また、人権 DD のプロセスの一つである「ステークホルダーとの対話」においては、ステークホルダーとしての消費者との対話も含まれることとなります。すなわち、企業は人権 DD のプロセスの中で消費者との対話を重ねることなどを通じて、消費者に生じ得る人権課題を特定し、それによって消費者の人権への負の影響を防止・軽減することが求められているといえます。

消費者に関する人権への負の影響を防止・権限するための具体的な取り組みとしては、まず、製品開発時から潜在的な人権リスクを評価することにより、製品の悪用や誤用のリスクを軽減することが考えられます。さらに、製品開発時には特定しきれなかったリスクが存在する可能性があることから、自社の製品にまつわるリスクを可能な限り早く把握するためにエンドユーザーからフィードバックを受ける体制を構築することも推奨されます。

また、人権リスクを特定した後の段階では、当該リスクに関して、実際に事業を担当する者の意見を聞きつつ優先順位付を行うなどの事例もあり、必ずしも確立したプラクティスがない中で、リスクベースアプローチを採用し、自社の事業内容に応じた工夫を行う事例もみられます。

### VI. おわりに

消費者は企業の事業活動とは切り離すことができない重要なステークホルダーであり、企業に対する取組みの要請が強まってきている「ビジネスと人権」の文脈において、消費者の人権尊重への要請もますます強まっていくことが予想されます。

特に、消費者の人権課題が顕在化した場合には、その生命・身体への健康被害など重大な事態につながる可能性も否定できないため、企業としては平時より十分な検討を尽くし、人権 DD 等によりかかる人権課題の特定・予防を行い、万一人権課題が生じたときも、迅速な対応を講じていくことが重要となります。

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

## セミナー情報

- セミナー 『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー2024（全9回シリーズ）：第7回「人権×消費者」』
- 視聴期間 2024年9月19日（木）～2024年11月29日（金）
- 講師 足立 悠馬、平田 亜佳音、朝岡 駿太郎
- 講義時間 30分程度

No.	テーマ（予定）
1.	人権×AI
2.	人権×環境～気候変動～
3.	人権×エンタメ
4.	人権×地政学リスク
5.	人権×移民労働者
6.	人権×環境～環境汚染～
7.	人権×消費者
8.	人権×環境～生物多様性～
9.	人権×スポーツ

## 【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『「ビジネスと人権」に関する最新動向と実務上の留意点～日本政府ガイドラインとEUのCSDDDも踏まえて～』
- 視聴期間 2024年9月17日（火）10:00～2024年11月14日（木）17:00
- 講師 御代田 有恒
- 主催 株式会社プロネクサス
- セミナー 『企業によるジェネレーティブ AI（Chat GPT など）の利用をめぐる法律問題～国内外の最新 AI 動向規制も踏まえて～』
- 視聴期間 2024年9月17日（火）10:00～2024年10月11日（金）17:00
- 講師 田中 浩之
- 主催 株式会社プロネクサス

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

- セミナー 『「ビジネスと人権」：契約条項の活用と有事の際の対応方針～日本政府ガイドライン立案担当者が基礎から解説～』  
開催日時 2024年10月3日（木）14:00～16:30  
講師 塚田 智宏  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 『コンプラ・人事部門必見！役職員不正対応の最新実務～実効的調査手法、役職員処分、公表から民事刑事対応まで～』  
開催日時 2024年10月3日（木）14:00～17:00  
講師 今泉 憲人、宇賀神 崇（宇賀神国際法律事務所）  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 『ラウンドテーブル形式役員研修（ハイブリッド型）』  
開催日時 2024年10月8日（火）14:30～17:00  
講師 梅津 英明  
主催 一般社団法人経団連事業サービス
  
- セミナー 『押さえておくべき不正・不祥事対応の要点～社内調査の実務上のポイントを踏まえて～』  
開催日時 2024年10月10日（木）14:00～16:00  
講師 木山 二郎  
主催 一般社団法人企業研究会 セミナー事業グループ
  
- セミナー 『企業における公務員との関わり方とコンプライアンス～「渡す」・「受けとる」の勘所、最新の法改正についても解説～』  
開催日時 2024年10月11日（金）14:00～17:00  
講師 今泉 憲人  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 『「個人情報取扱担当者向け養成講座」～担当者として理解しておくべき国内外の法規制とプライバシーガバナンスについて解説～』  
開催日時 2024年10月21日（月）10:00～12:00  
講師 北山 昇  
主催 株式会社金融財務研究会

## CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

- セミナー 『第 5460 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「営業秘密侵害に関する刑事実務対応－営業秘密の漏洩予防策から刑事告訴の実務まで－』

開催日時 2024 年 10 月 25 日（金）13:30～16:30

講師 今泉 憲人、宇賀神 崇（宇賀神国際法律事務所）

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『行政機関・公務員との付き合い方と法的リスク管理～贈収賄リスク、コンプライアンス、取るべき事前対応から有事の刑事対応まで～』

開催日時 2024 年 11 月 7 日（木）14:00～17:00

講師 今泉 憲人

主催 株式会社 新社会システム総合研究所
- セミナー 『ケーススタディ！ 役職員不正対応～具体的な調査手法から民事刑事対応・役職員処分も解説～』

開催日時 2024 年 11 月 28 日（木）13:30～16:30

講師 今泉 憲人

主催 株式会社 新社会システム総合研究所
- セミナー 『ケーススタディ&グループディスカッションで学ぶ 海外ガバナンス・コンプライアンス・リスクマネジメント～地政学リスク・人権等も含め、変動する世界に対応するために～【会場開催（有料）】』

開催日時 2024 年 12 月 13 日（金）15:00～17:30

講師 梅津 英明

主催 株式会社商事法務

### 文献情報

- 論文 「日本政府ガイドラインとの比較で理解する CSDDD」

掲載誌 NBL No.1272

著者 塚田 智宏
- 論文 「EU 企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令の概要と日本企業への影響」

掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.36 No.10

著者 塚田 智宏、平田 亜佳音（共著）